

Q



暦年課税制度の生前贈与加算について改正があったと聞きました。
詳しい内容を教えてください。

A



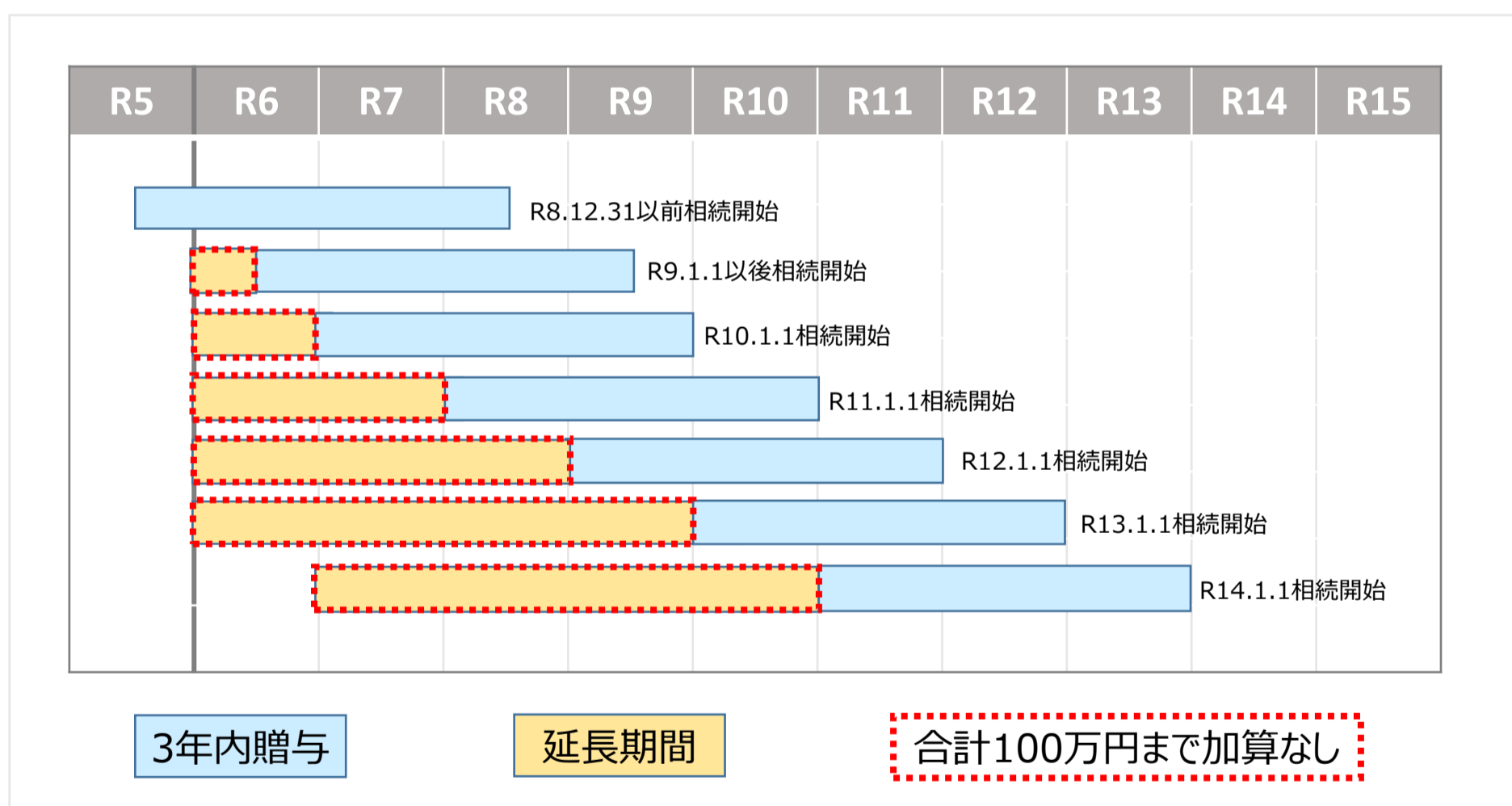
生前贈与加算の加算期間が被相続人の相続開始前3年間から、7年間に延長されました。また、その延長された4年間に受けた贈与については、総額100万円までは加算対象外となる措置が設けられました。

●改正概要● **増税**

生前贈与加算の加算期間が3年から7年に延長

相続又は遺贈により財産を取得した者が、**相続の開始前7年以内**にその相続に係る被相続人から、贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に**加算**されることとなりました。

ただし、**相続開始前3年超7年以内**に受けた贈与（下記図の黄色部分）については、その受けた贈与の価額の合計額から**100万円**を控除することができます。



令和6年1月1日以後に係る贈与について適用。

POINT



加算期間は3年から7年へ段階的に延長されることから、改正の影響を受けるのは令和9年1月以後の相続開始分からとなります。

執筆者：中村